

平成30年住宅・土地統計調査に関する研究会（第2回） 議事概要

1 日 時 平成28年10月7日（金） 16:00～18:00

2 場 所 総務省統計局6階特別会議室

3 出席者

委 員：浅見泰司座長、大林千一委員、高田光雄委員、米山秀隆委員、山田育穂委員
オブザーバー：持丸洋（東京都総務局統計部人口統計課長）、佐竹健次（国土交通省土地・建設産業局企画課長）、村上真祥（同住宅局住宅政策課住宅国際対策官）
審議協力者：長山賢（神奈川県横浜市政策局総務部統計情報課専任職）
総 務 省：千野統計調査部長、北原調査企画課長、山口地理情報室長、栗田国勢統計課長
（独）統計センター：坂井統計編成部人口統計企画課長

4 議 事

- (1) 調査事項について
- (2) 試験調査の実施について
- (3) その他

5 議事要旨

- 開会に当たり、ご都合により第1回を欠席された大林委員からご挨拶をいただく。
- 配布資料に基づき事務局から説明を行い、その後、意見交換が行われた。委員等からの主な意見は以下のとおり。

(1) 調査事項について

- ・空き家に関する調査事項は十分に追加されているが、「建築の時期」の選択肢区分が、現住居の「建築の時期」の選択肢区分と異なっており、空き家の性質を考慮すると、古い年代を重点的に選択肢として調査すべきではないか。
⇒空き家の「質」に関するデータとして必要とする調査事項と調査票設計上の制限から、国土交通省と協議の上、空き家の「建築の時期」の選択肢区分を、建築基準法の改正の時期を考慮した6区分としているところ。
- ・空き家の「取得方法」は、同一の空き家でも、当初は相続で取得しても調査時点では売却用になっているものがあり、流動的である。空き家を取得した当初時点と調査時点の状況を把握できれば、より活用できる調査事項となるのではないか。
⇒空き家を取得した当初時点と調査時点の状況を調査することは、記入者負担を考慮し困難と考える。今回、世帯調査票に空き家の「質」に関する調査事項を複数追加しており、まずは原案における回答状況等を把握することとしたい。
- ・空き家の「建て方」について、「長屋建」の選択肢がないと、「その他」を選択する世帯が増えてしまう。「建物調査票」の「建て方」では「長屋建」を選択肢としていることも踏まえ、空き家も同様とするべき。
⇒検討する。
- ・省エネルギーに関する調査事項があるが、現在、マンションであれば内障子をつける等、様々な省エネルギー対策が講じられている中で、太陽光だけではなく、より調査する幅を広げることとはできないか。

⇒今後、壁の断熱等の省エネルギー設備がさらに普及した場合は、調査項目の変更を検討する必要があると思われる。

- ・「建物調査票」の「敷地面積」及び「建築面積」の項目は、調査員での把握が困難であり、地方自治体において補記せざるを得ないものであったことから、同項の廃止については、調査員及び地方自治体の事務負担軽減となる。

- ・世帯調査票に新規追加する「建物の構造」の選択肢について、S造やRC造の表記の下に、括弧書きで鉄骨造や鉄筋・鉄骨コンクリート造とするのがよいのか、またはその逆がよいのか、よく利用される表現を優先させるべき。
⇒検討する。

- ・中古マンションのリフォームについて、どの程度をリフォームとするかの線引きは難しい。中古マンションを購入する際に、例えば、「業者からリフォーム済みだと言われた。」程度の確認しかできないと思われる。

(2) 試験調査の実施について

- ・試験調査の検証を有意義なものとするべく、空き家を所有している多くは高齢者のため、高齢者がいる世帯が調査にあたるようにすべき。

- ・ポスティングの導入や未回答世帯の伝達回数削減により、平成27年国勢調査の先行方式より、調査員の事務負担は軽減されている。IDのポスティングの全面的な導入を踏まえ、ポストがない場合の対応、セキュリティが高くポストまで調査員がたどりつけない場合の対応等、ポスティング導入による課題を整理していただきたい。

(3) その他（主に、住宅・土地統計調査の住宅と世帯の決め方について）

- ・二世帯住宅の場合、玄関は分かれていても建物内部では分かれていないような、外観からは判断が難しい住宅が増えている。住宅の定義を簡略化してもらいたい。

⇒定義の変更は、調査結果に影響を与えるため、慎重な検討が必要である。しかしながら、できる限り、「調査の手引」等の内容を充実させることで、調査員に分かりやすい資料を作成したい。

<文責：事務局（今後、修正することがあり得ます。）>